

令和7年度 地域部活動推進事業に係る実証事業報告会及び研修会 行政説明

令和8年2月12日

令和7年度 地域部活動推進事業に係る実証事業報告会及び研修会

説明事項

- 1 令和7年度の埼玉県取組について
- 2 最新の国の動向について
- 3 第2期埼玉県地域クラブ活動推進計画
(前期：令和8年度～令和10年度) (案) について

令和7年度の埼玉県の取組

○ 「地域クラブ活動シンポジウム」の開催

・第1回 令和7年9月6日（土）にキングアンバサダーホテル熊谷にて開催。

【内容】

スポーツ庁地域スポーツ課による基調講演
長野県南佐久郡における広域での取組発表
秩父地区の取組発表
深谷市の取組事例発表



これからの部活動を考える

地域クラブ活動 シンポジウム 埼玉2025



基調講演

～次期改革期間に向けた方向性について～

- スポーツ庁地域スポーツ課 課長補佐 竹河 信裕 氏

事例発表

～それぞれの地域での地域クラブ活動の進め方について～

事例①

- 小さな自治体が連携して取り組む部活動地域展開について
南佐久郡中学校部活動運営委員会 統括コーディネーター 新海 吉永 氏

事例②

- 秩父地区中学生地域クラブ活動に向けた取組について
埼玉県教育局北部教育事務所秩父支所 指導主事 横山 祐樹 氏

事例③

- 実証事業実施における深谷市の状況について
深谷市教育委員会学校教育課 課長補佐兼指導主事 鳥塚源太郎 氏

日時

令和7年9月6日(土)
14:00～16:30

会場

キングアンバサダーホテル熊谷

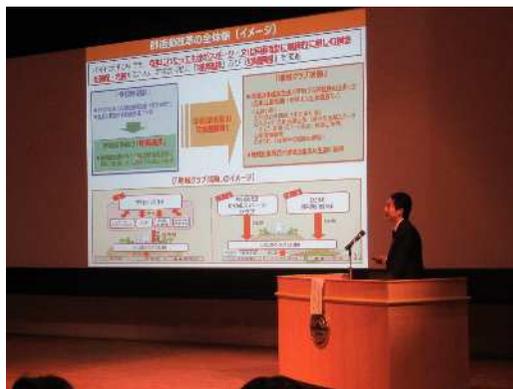
令和7年度の埼玉県の取組

○ 「地域クラブ活動シンポジウム」の開催

・第2回 令和8年1月24日（土）に白岡市コミュニティセンターにて開催。

【内容】

- 文化庁参事官付参事官補佐 芸術文化担当による基調講演
- 久喜市教育委員会の事例発表
- 特定非営利活動法人白岡Sport-Vereinの事例発表




彩の国
埼玉県

第2回 埼玉県地域クラブ活動シンポジウム

～地域クラブ活動の未来～

参加無料
一般参加者
大歓迎



埼玉県マスコット
「さいたまっちゃんコロン」



地元地域クラブによる発表

日時・場所

令和8年
1月24日（土）
14:00～16:30（受付13:30）
埼玉県白岡市コミュニティセンター
埼玉県白岡市白岡857-6

参加対象者

地域スポーツ・文化団体関係者、市町村教育委員会及び体育・スポーツ、文化芸術主管担当者、教職員、保護者、中学生、小学生、地域クラブ活動に興味・関心のある方等

- シンポジウム参集、ウェビナー視聴、後日動画配信（裏面）
- 二次元コード(裏面)から参加申し込みができます。**令和8年1月20日(火)まで**

基調講演・事例発表を通して地域クラブ活動の未来を語る

14:05～14:35 【基調講演】
「地域クラブ活動、次期改革期間に向けた持続可能な取組について」
文化庁参事官付参事官補佐
芸術文化担当 **奈雲 太郎 氏**

14:50～15:45
■ 参集の皆様からのご意見をもとに、「地域クラブ活動の在り方」について考えます。
【事例発表①】久喜市教育委員会
【事例発表②】特定非営利活動法人/
総合型地域スポーツクラブ
白岡Sport-Verein

「県コーディネーターより 県・市町村の取組へのコメント」
文教大学 人間科学部人間科学科 教授 **二宮 雅也 氏**



第1回シンポジウムの様子

令和7年度の埼玉県の取組

○ 「地域ミーティング」の開催

- ・第1回 令和8年1月15日（木）にWEBにて開催。
【内容】
主に東南地区の市町村、スポーツ団体等による意見交換
今後連携を取りたい相手方とのマッチング
- ・第2回 令和8年1月18日（日）に上尾市立上尾中学校にて開催。
【内容】
「AGEO地域クラブ」について、上尾市教育委員会による説明
AGEO地域クラブ活動視察、参加者へのインタビュー、質疑応答
- ・第3回 令和8年1月20日（火）に川越地方庁舎にて開催。
【内容】
部活動地域移行促進のための地域クラブ活動支援統括コーディネーター
（アスフィール(株)）による講演
部活動地域展開における課題の解決に向けた民間サービスの紹介
- ・第4回 令和8年1月27日（火）にWEBにて開催。
【内容】
主に西北地区の市町村、スポーツ団体等による意見交換
今後連携を取りたい相手方とのマッチング
- ・第5回 令和8年2月5日（木）に草加商工会議所にて開催。
【内容】
一般社団法人彩の国SCネットワークによる講演
令和7年度埼玉県新たな地域クラブ活動実証事業参加団体による成果発表



第2回地域ミーティング



第3回地域ミーティング



第5回地域ミーティング

令和7年度の埼玉県の取組

○ 「埼玉県こども会議」における子供の意見聴取

第1～3回

目的

こども基本法第11条に定められた「こども等の意見反映」について、小学生～高校生相当年齢が県政に対して意見を述べる会議を設置する。庁内からこどもたちから意見を聴きたい県の施策を募集し、会議委員のこどもたちから意見を発表してもらい、県のこども施策等に反映する。

委員構成

県内在住・在学の小学1年生から高校2年生の28名
(地域クラブ活動のグループは7名)

❖ 地域クラブの良いところ・期待

- 専門的な先生やプロ選手から学べるとレベルアップできる
- いろいろな人と関わり、コミュニケーション力が上がる
- 自分に合うクラブや指導者を体験で選べるという

❖ 指導者への要望

- 教え方が上手で、丁寧に優しく教えてくれる人がいい
- 厳しさと優しさのメリハリがあるとやりやすい
- 同じ目線で接してくれると続けたい

❖ 通いやすさ・環境

- 徒歩や自転車で通える距離が理想 (5～20分程度)
- 送迎バスや安全な道があると安心
- 季節に合わせて快適な環境で活動したい

❖ 地域クラブにあるといいこと

- 道具がそろっていて手ぶらで行けると助かる
- 練習だけでなく、試合や発表の場があると楽しい
- クラブの雰囲気や体験談を事前に知れると安心して選べる



第4回 意見発表

Bグループ (小学5・6年生)

- 地域クラブ活動に入ることはメリットがあると考え理想の地域クラブを考えた
- 地域クラブ活動の周知方法を考えた

(考えられるメリットや理想の地域クラブ)

- プロや専門家、有名人に教えてもらえる
- 地域の人と交流できる環境
- 地域の専門施設でやりたいことができる
- 一つではなく複数の地域クラブを経験し、新しい挑戦ができる

(地域クラブ活動の周知方法)

- 学校での周知
- 生活の中の目に止まるものや動画サイトやSNSでお知らせ



地域クラブで実現したいこと

1. プロ・専門家・有名人に教えてもらえる環境



自分の知識と経験が深まり、レベルアップできる!

地域クラブで実現したいこと

4. 新たな挑戦ができる環境



3年間で複数クラブを経験

入会前の見学・体験

地域クラブで実現したいこと

2. 地域の人と交流ができる環境



顔合わせ

ごはん会

地域クラブを周知する方法

1. 学校でのお知らせ

2. よく目にとまるもので告知

地域クラブに通いたい!と思う人も増える

○ 「こどものこえアンケート」における子供の意見聴取

令和7年度の埼玉県の取組

令和7年度実証事業実施市町村



教育局のみ

知事部局のみ

教育局・知事部局

市町村名	運営・受託団体	再委託先	実施種目
所沢市	株式会社イースタンスポーツ		ボウリング
毛呂山町	総合型地域スポーツクラブ JAWS 非営利型一般社団法人 NIGHTINGALE JAPAN		陸上、ソフトボール、バスケットボール
東松山市	NPO 法人クラブラッキー		スナッグゴルフ
入間市	入間スポーツクラブ		バレーボール
吉見町	NPO 法人武蔵丘スポーツクラブ		サッカー、バスケットボール
嵐山町	嵐山ふあいがるクラブ		陸上

市町村名	運営・受託団体	再委託先	実施種目
上尾市	上尾市教育委員会	特定非営利活動法人サンワエナジークラブ	陸上競技、バスケットボール、サッカー、軟式野球、バレーボール、ソフトテニス、卓球、バトミントン、ソフトボール、剣道、ダンス、ニュースポーツ、ゲートボール、グラウンドゴルフ、ペタンク、ボウリング
蕨市	蕨市教育委員会	JR東日本スポーツ株式会社	陸上競技、水泳競技、柔道、剣道、
戸田市	戸田市教育委員会	株式会社サクシード	陸上競技、ハンドボール、ソフトテニス、卓球、剣道、ボート
和光市	和光市教育委員会		サッカー、ソフトテニス
北本市	北本市教育委員会		
伊奈町	伊奈町教育委員会		バトミントン
ふじみ野市	ふじみ野市スポーツ振興課	一般社団法人ふじみ野ふあいがるクラブ	陸上競技、バスケットボール、サッカー、軟式野球、剣道
鶴ヶ島市	鶴ヶ島市教育委員会		剣道
小川町	小川町教育委員会		陸上競技、バスケットボール、サッカー、軟式野球、バレーボール
熊谷市	熊谷市教育委員会		陸上競技、剣道、ラグビー
本庄市	本庄市教育委員会		検討中
深谷市	深谷市教育委員会		陸上競技、ソフトテニス、卓球、バトミントン、ソフトボール、柔道、剣道、ラグビー
寄居町	寄居町教育委員会		バスケットボール、ソフトテニス
行田市	行田市教育委員会		ソフトテニス、剣道
三郷市	三郷市教育委員会		陸上競技、サッカー、ハンドボール、卓球
白岡市	白岡市教育委員会	特定非営利活動法人 白岡Sport-Verein	陸上競技、バスケットボール、サッカー、軟式野球、バレーボール、ソフトテニス、卓球、バトミントン、ソフトボール、剣道、ダンス
鴻巣市	(教育局)鴻巣市教育委員会(知事部局)株式会社 KONOSU CITY FOOTBALL CLUB	(教育局)特定非営利活動法人鴻巣プレス総合型スポーツクラブ	(教育局)バスケットボール、サッカー(知事部局)サッカー
新座市	(教育局)新座市教育委員会(知事部局)NPO 法人サッカー・スポーツ文化観光地域振興クラブ、NPO 法人ココカラ	(教育局)公益財団法人新座市スポーツ協会	(教育局)バスケットボール、バトミントン、剣道、(知事部局)サッカー、バドミントン、ソフトボール、サッカー、体操
川越市	(教育局)川越市教育委員会(知事部局)一般社団法人 Learn and Grow	(教育局)未定	(教育局)陸上競技、バスケットボール、軟式野球(知事部局)陸上、サッカー
狭山市	(教育局)狭山市スポーツ振興課(知事部局)株式会社エルフェンススポーツクラブ、MOABLAZE	(教育局)未定	(教育局)陸上競技、バスケットボール、サッカー、軟式野球、バレーボール、ソフトテニス、卓球、バトミントン、ソフトボール、柔道、剣道、ラグビー、チアダンス、ボウリング、ボクシング(知事部局)チアダンス、女子バレーボール
越谷市	(教育局)越谷市教育委員会(知事部局)越谷アルファーズ	(教育局)未定	(教育局)陸上競技、バスケットボール、サッカー、バレーボール、剣道(知事部局)バスケットボール
久喜市	(教育局)久喜市教育委員会(知事部局)NPO 法人スポーツコミュニティ久喜	(教育局)シンコースポーツ株式会社、En joyJumpクラブ	(教育局)陸上競技、バスケットボール、サッカー、軟式野球、バレーボール、ソフトテニス、卓球、バトミントン、剣道、ダンス、トランポリン(知事部局)陸上、ダンス
川口市	(教育局)川口市教育委員会(知事部局)一般社団法人 STAND FOR BASEBALL 川口、NPO 法人スポーツ・サンクチュアリ・川口		(知事部局)ソフトテニス、ハンドボール、ダンス、モルック、ポッチャ

最新の国の動向について

「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」の概要（趣旨・全体構成）

令和8年度から新たに「改革実行期間」がスタートすることを踏まえ、将来にわたる生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会の確保・充実等を図るため、**部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関して、国としての考え方を示すもの**

※公立中学校等が主な対象（「Ⅳ 学校部活動の在り方」については、国立・私立を含めた中学校及び高等学校等が対象）

Ⅰ 部活動改革の基本的な考え方・方向性

- 1 改革の理念
- 2 取組の類型・名称（地域展開・地域連携）
- 3 改革の方向性
 - (1) 基本的方針
 - (2) 改革期間及び取組方針（休日・平日）
 - (3) 留意事項

Ⅱ 地域クラブ活動の在り方及び認定制度

- 1 地域クラブ活動の在り方
- 2 地域クラブ活動に関する認定制度 ※詳細は別冊資料①を参照
 - (1) 趣旨
 - (2) 想定される認定の効果
 - (3) 認定制度の概要（認定要件・認定手続等）
 - (4) 認定されていない地域クラブ活動の取扱い

Ⅲ 地域展開の円滑な推進に当たっての対応

- 1 推進体制の整備
 - (1) 地方公共団体における体制整備
 - (2) 国・都道府県・市区町村等・地域クラブ活動の運営団体・実施主体の役割分担
 - (3) 地域クラブ活動の運営団体・実施主体による生徒が所属する中学校等との連携
 - (4) 関係団体等・大学・民間企業との連携
- 2 各種課題への対応
 - (1) 運営団体・実施主体の整備等
 - (2) 指導者の確保・育成
 - (3) 活動場所の確保
 - (4) 活動場所への移手段の確保
 - (5) 生徒の安全・安心の確保
 - (6) 障害のある生徒の活動機会の確保
- 3 生徒のニーズの反映及び地域クラブ活動への参画促進等

Ⅳ 学校部活動の在り方

- 1 適切な運営のための体制整備
 - (1) 学校部活動に関する方針の策定等
 - (2) 指導・運営に係る体制の構築
- 2 適切な指導及び安全・安心の確保
 - (1) 暴力・暴言・ハラスメント・いじめ等の不適切行為の根絶
 - (2) 合理的かつ効率的・効果的な活動の推進
 - (3) 競技ごとの指導手引きの普及・活用
- 3 適切な活動時間・休養日等の設定
- 4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備

Ⅴ 大会・コンクールの在り方

- 1 生徒の大会等の参加機会の確保
- 2 大会等への参加の引率や運営に係る体制の整備
 - (1) 大会等への参加の引率
 - (2) 大会等の運営への従事
- 3 生徒の大会等の安全確保
- 4 全国大会をはじめとする大会等の在り方

Ⅵ 関連する制度の在り方

- 1 教師等の兼職兼業
- 2 教師の人事における学校部活動の指導力の評価等
- 3 高等学校入学者選抜における学校部活動・地域クラブ活動の取扱い

別冊資料

- ①地域クラブ活動に関する認定制度（指導者登録制度を含む。）
- ②部活動の地域展開等に関する参考資料

最新の国の動向について

「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」の概要（主な内容）

<p>改革の理念等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 急激な少子化が進む中でも、将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実 ● 障害のある生徒や運動・文化芸術活動が苦手な生徒等を含め、全ての生徒が希望に応じて多種多様な活動に参加できる環境を整備 ● 地域クラブ活動においては、学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させつつ、地域全体で支えることによる新たな価値を創出 		
<p>【中間評価】</p>			
<p>改革期間</p>	<p>令和5年度～7年度 「改革推進期間」</p>	<p>令和8年度～10年度 「改革実行期間」（前期）</p>	<p>令和11年度～13年度 「改革実行期間」（後期）</p>
<p>取組方針</p>	<p>休日 改革実行期間内に、原則、全ての学校部活動において地域展開の実現を目指す ※現時点で着手していない地方公共団体においても、前期の間に確実に休日の地域展開等に着手 (中山間地域や離島等で地域展開が困難な場合には、当面、部活動指導員の配置等を推進)</p> <p>平日 各種課題を解決しつつ、更なる改革を推進（まずは、国において実現可能な活動の在り方等を検証）</p> <p>※学校部活動をベースとした地域との連携など、地域の実情等に応じた多様な改革を進めていくことが重要</p>		
<p>認定制度</p>	<p>競技力向上を主目的としたチーム・スクール等との区別や質の担保等のため、国が示す要件等に基づき、市区町村等が地域クラブ活動の認定を行う仕組みを構築</p> <p>【呼称】「認定地域クラブ活動」 【想定される認定の効果】 公的支援（財政支援、学校施設の優先利用等）、大会・コンクールへの円滑な参加等</p> <p>【主な要件】 活動時間（平日は1日2h程度以内、休日は1日3h程度以内） / 休養日（週2日以上、休日のみ活動の場合は土日どちらか） / 低廉な参加費 / 指導体制（日本版DBS活用を含めた不適切行為の防止徹底、指導者研修・登録等） / 安全確保 / 学校等との連携</p>		
<p>地域展開の円滑な推進に当たった対応</p>	<p>推進体制 国としての取組方針の提示・地方公共団体への支援・周知広報等 / 都道府県のリーダーシップ / 市区町村等が改革の責任主体 / 専門部署の設置・コーディネーターの配置 / 生徒が所属する中学校等との連携 / 関係団体等・大学・民間企業との連携等</p> <p>各種課題への対応 ①運営団体・実施主体の体制整備等 ②指導者の確保・育成 ③活動場所の確保(学校施設の有効活用等) ④移動手段の確保 ⑤生徒の安全確保 ⑥障害のある生徒の活動機会の確保 ※6項目について具体的な取組内容等を整理</p> <p>ニーズ反映・参画促進等 生徒等のニーズの把握・反映 / 地域クラブ活動への参加促進のための情報提供等（体験会の開催、入学説明会等でのオリエンテーション、ポータルサイトなどによる一元的な情報提供等） / 生徒のクラブ運営等への参画（生徒同士の話し合いなど）</p>		
<p>部活動の在り方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 適切な運営のための体制整備（部活動に係る方針策定、部活動指導員等の配置や合同部活動の実施、勤務時間管理・業務改善等） ● 適切な指導及び安全・安心の確保（暴力・暴言・ハラスメント・いじめ等の不適切行為の根絶、事案発生時の迅速な対応・再発防止、過度な練習等の防止等） ● 適切な活動時間・休養日等の設定 ● 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備 		
<p>大会等の在り方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 生徒の参加機会確保（地域クラブ活動等の参加促進等） ● 大会等への引率や運営に係る体制整備（教師以外の関係者の参画促進等） ● 生徒の安全確保（熱中症対策等） ● 大会等の在り方の見直し（多様なニーズを踏まえた大会等の開催等） 		
<p>関連制度</p>	<p>従事を希望する教師等の兼職兼業の円滑化（中学校教師だけでなく小学校教師（体育専科等）や高校・特別支援学校の教師等を含む）、教師の人事・採用での部活動指導力の評価における留意、高校入試における取扱いなど</p>		

第2期埼玉県地域クラブ活動推進計画（前期：令和8年度～令和10年度）（案）について

I 計画の概要

1 計画策定の趣旨

- ・地域クラブ活動の推進に関して、これまでの進捗状況等の評価と令和7年12月に文部科学省が策定した「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン（以下「国ガイドライン」という。）」を踏まえ策定。
- ・急激な少子化が進む中でも、将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会の確保及び充実を図る。

2 計画の位置付け

- ・第1期計画に掲げた県の取組を継承するとともに、国ガイドラインにおいて、都道府県の役割は「広域自治体としてリーダーシップを発揮し、都道府県全体としての改革方針を示す」とされたことを踏まえて策定するもの。
- ・県内（さいたま市を除く）の公立中学校等における部活動の地域クラブ活動への展開を推進するため、県の取組の基本方針や具体的な取組等を示す。
- ・国ガイドラインでは、市町村を改革の責任主体として位置付けた。県は、市町村ごとの実情に寄り添ったきめ細かな支援を行うとともに、単独の市町村では解決が困難な課題に対して広域的な調整機能を果たす。

3 計画期間

- ・国ガイドラインで「改革実行期間」と位置付けた前期3年間及び後期3年間の計6年間（令和8年度～令和13年度）のうち、本計画の期間は前期の3年間（令和8年度～令和10年度）とする。
- ・本計画の終期における中間評価を踏まえ、「改革実行期間」の後期において更なる改革を推進する。

II 地域クラブ活動の推進に関する現状と課題

- ・休日の地域展開を実施する市町村数は29まで増加。
- ・休日における学校部活動についてはいまだ多くの学校で実施されており、学校部活動から地域への完全な展開に向けては様々な課題がある。

Ⅲ 計画の基本理念と基本方針

1 基本理念

- ・地域全体で関係者が連携して活動を支える。
- ・教育的意義を継承・発展させつつ、新たな価値を創出する。
- ・活動を希望する全ての生徒が多種多様な選択肢の中から活動に参加できる環境を目指す。

2 基本方針

- ・第1期計画の評価や、国ガイドラインで示された「改革実行期間内に、原則、全ての学校部活動において地域展開の実現を目指す」「現時点で着手していない地方公共団体においても、前期の間に確実に休日の地域展開等に着手する」等の取組方針を踏まえ、地域クラブ活動を推進する。
- ・地域等の実情は多様であることに十分留意し、各市町村が主体的に持続可能な体制を構築できるよう、県として支援を行う。

3 取組の方向性

- ・県の役割は、広域自治体としてリーダーシップを発揮し、広域的な基盤づくりや市町村に対するきめ細かな支援を行うこととする。
- ・生徒が安全・安心に地域クラブ活動に取り組めるよう、地域クラブ活動に関する認定制度や地域クラブ活動の指導者の登録制度が各市町村において円滑に導入・運営されるよう、県は市町村に対して支援する。
- ・障害の特性に応じた配慮等に関する指導者研修や、障害者スポーツ団体等との連携を図るなど、障害がある生徒の活動機会の確保を進める。
- ・生徒等のニーズに合った地域クラブ活動の構築等を行うため、生徒等へのアンケート調査などを実施し、その結果を取組に反映する。

4 計画の指標

- ・1以上の学校部活動の地域展開を実施する市町村数（さいたま市を除く）
現状値：29（令和7年度末）
目標値：62（令和10年度末）

IV 地域クラブ活動の推進に向けた県の取組

県の取組	主な内容
1 関係者間の連携体制の構築 (1) 関係者間のネットワーク構築 (2) スポーツ・文化芸術団体や大学等との連携 (3) 大会・コンクール等主催団体との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・地域クラブ活動推進に向けた関係者ネットワーク会議の設置 ・各スポーツ・文化芸術団体、障害者スポーツ団体、大学等に対する指導者確保及び関係者の理解促進等の協力依頼 ・大会・コンクール等主催団体に対し地域クラブ活動に参加する生徒の受入を依頼
2 県民・関係者等の理解促進 (1) 地域ミーティング及びシンポジウムの開催等 (2) ポスターの掲示及びリーフレットの配布等 (3) 機運醸成に向けた各市町村等への働きかけ	<ul style="list-style-type: none"> ・県民や関係者等を対象とする地域ミーティングやシンポジウムの開催 ・ポスターやリーフレットの作成・配布による関係者の理解促進 ・定期的な県と市町村との会議など様々な機会を捉えた、地域展開の担当組織以外の行政関係者等への働きかけ
3 指導者の質の保障と量の確保 (1) 指導者向け研修機会等の提供及び認定地域クラブ活動指導者登録制度への対応 (2) 指導者人材バンク等の拡充と認定地域クラブ活動指導者の活用 (3) 教員等の兼職兼業制度の適切な運用	<ul style="list-style-type: none"> ・質の高い指導者向け研修等の機会及び情報の提供 ・各市町村における認定地域クラブ活動指導者登録制度の導入支援・運営支援 ・指導者人材バンクの登録対象者の追加等 ・兼職兼業に係る基準や手続き等に関する市町村や県立学校等への周知
4 市町村の取組の支援 (1) 市町村の課題を踏まえたきめ細かな支援 (2) 地域との課題共有や多様な団体間で議論を深める場の提供 (3) 県実証事業の成果や好事例等の情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村と関係団体の連携をコーディネートする人材の派遣など市町村の課題解決に向けた伴走支援 ・複数市町村による広域連携の取組に関する調整 ・市町村における協議会の設置・推進計画の策定や地域クラブ活動の認定制度の導入等に向けた好事例の周知等
5 地域クラブ活動の持続可能な運営に向けた支援 (1) 学校施設等の有効活用事例に関する周知 (2) 保護者の費用負担の軽減につながる手法の周知等 (3) 経済的に困窮する世帯の生徒への支援に向けた関係機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・学校施設や社会教育施設その他公共施設の有効活用事例の市町村への周知 ・地域クラブ活動に係る保護者負担の軽減につながる手法の市町村への周知 ・国の補助事業の活用に向けた市町村への助言・情報提供等

V 推進体制

- ・県知事部局及び教育局の関係課で構成する「埼玉県地域クラブ活動推進庁内委員会」において、各取組の進捗状況や指標の達成状況を定期的に検証・評価し、取組を改善する。
- ・教育・スポーツ・文化芸術・福祉・まちづくり等の幅広い分野の関係者や学識経験者等で構成する「埼玉県地域クラブ活動推進協議会」を開催し、地域展開の現状や課題について情報共有や協議を行う。

県民コメントについて

【意見募集期間】

令和8年2月1日（日曜日）～令和8年2月28日（土曜日）

【提出方法】

- ・電子メール
- ・郵便
- ・ファクシミリ

※電話等による口頭での意見は不可

【意見の取扱い】

- ・提出していただいた御意見を考慮し、「第2期埼玉県地域クラブ活動推進計画（前期：令和8年度～令和10年度）（案）」を策定する予定
- ・いただいた御意見の概要と、それに対する県の考え方などを公表

詳しくは、
県HP「埼玉県 地域クラブ活動推進計画 県民コメント」と検索

第2期埼玉県地域クラブ活動推進計画

（前期：令和8年度～令和10年度）

（案）

（県民コメント）

御意見をお寄せください。

「第2期埼玉県地域クラブ活動推進計画（前期：令和8年度～令和10年度）（案）」
に対する御意見をお待ちしています。

郵便 〒330-9301（住所は省略できます）

埼玉県教育局義務教育指導課 教育課程担当あて

FAX 048-830-4971

メール a6750-04@pref.saitama.lg.jp

※ いずれも件名を

「第2期埼玉県地域クラブ活動推進計画（前期）（案）への意見」としてください。

○ 御意見の受付期間 令和8年2月28日（土）まで

※郵便の場合は、令和8年3月2日（月）必着。

○ 県民の皆様からの御意見をいただき、諸手続を経て計画を策定する予定です。

○ 計画案は埼玉県からのホームページでも御覧いただけます。

https://www.pref.saitama.lg.jp/f2211/gakkoutaiiku/tiikikurabu_katudousuisinkeikaku.html



令和8年2月

彩の国  埼玉県